



ひょうごローズクラブ
Hyogo Rose Club

ひょうごローズクラブ総会

平成25年6月15日(土)

兵庫県民会館

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議長の選任について

4 議 事

(1) 第1号議案 平成24年度事業実績について・・・・・・・・・・ 1

(2) 第2号議案 平成24年度収支決算について・・・・・・・・・・ 5

(3) 第3号議案 平成25年度事業計画について・・・・・・・・・・ 7

(4) 第4号議案 平成25年度収支予算について・・・・・・・・・・ 11

(5) 第5号議案 役員の改選について・・・・・・・・・・ 13

5 閉 会

I 総会、理事会

ひょうごローズクラブ6周年を迎えた平成24年度の総会は、湊川神社楠公会館において実施した。

1 総会

日 時：平成24年6月16日(土)
場 所：湊川神社 楠公会館(神戸市中央区)
内 容：平成23年度事業実績報告、平成23年度決算報告
平成24年度事業計画、収支予算、役員の交代
出席者：会員、来賓等 170名

2 理事会

日 時：平成24年6月16日(土)
場 所：楠公会館
内 容：総会議案について
出席者：11名

II バラ文化の発展

バラの美しさを広く再認識してもらうとともに、その利用範囲の広さを知ってもらい、美しい県土づくり、地域の活性化及び県民の生活の質の向上に繋げていくため、講演会、展示会、セミナーを県下各地で開催した。

1 記念講演会の開催

バラに関する文化を発信し、その普及を図り、もって美しい県土づくり、こころ豊かな人づくりに資するため、総会に引き続いて講演会を開催した。講師には、青いバラを世界で初めて開発したサントリーの研究員を招き青いバラの開発にかかる秘話、エピソードを交え参加者一同興味深く聞いた。また、当クラブの前野理事から夏にかけてのバラの手入れのコツを学んだ。なお、出席した会員には、展示されたバラの切り花をプレゼントした。

日 時：平成24年6月16日(土)
場 所：湊川神社 楠公会館(神戸市中央区)

ミニコンサート ソプラノ独唱
ソプラノ 松永 栄子
ピアノ 浜川 潮

講演Ⅰ ～夢の青いバラへの挑戦～

講師 津田 晋三 サントリービジネスエキスパート株式会社
植物科学研究所研究員

講演Ⅱ ～美しくバラを咲かせるために～

講師 前野 義博 ひょうごローズクラブ理事、(有)确实園本園

2 展示会の開催

バラに関する物品等を紹介し、県民にそれらに親しんでもらうとともに関連産業等の振興を図るため展示会を開催した。

日 時：平成24年6月16日(土)
場 所：湊川神社 楠公会館(講演会と同時開催)
内 容：兵庫県産切り花用バラの品種展示
兵庫県内の主要バラ園の紹介パネル展示

3 県下バラ園を通じた交流の推進

バラにより多くの人に親しんでもらうため、展示会、講習会を県下のバラ園と共催し、延べ132人が参加した。

(1) 2012ひょうごまちなみガーデンショー in 明石

日 時：平成24年9月22日(土)～29日(土)
場 所：明石公園西芝生広場(明石市)
内 容：県内の主要バラ園紹介パネル展示
ひょうごローズクラブ入会案内
来場者数：約120,000人

- (2) ハーブのある暮らし
 日時：平成24年6月15日(金)
 場所：明石公園花と緑のまちづくりセンター研修室(明石市) 他
 講師：松尾あや子 (NPO法人JHS上級インストラクター)
 内容：ハーブやアロマで安心、安全な虫除けスプレーを作った。
 ひょうごローズクラブ入会案内
 参加者数：28名(一般参加者含む)
- (3) ハーブのある暮らし
 日時：平成24年9月22日(土)
 場所：明石公園西芝生広場(明石市) 他
 講師：松尾あや子 (NPO法人JHS上級インストラクター)
 内容：ローズオイル等を使ってバスボム(入浴剤)を作った。
 ひょうごローズクラブ入会案内
 参加者数：26名(一般参加者含む)
- (4) ～バラを味わう～ローズビネガー&ティー
 日時：平成24年11月7日(水)
 場所：須磨離宮公園(神戸市須磨区) 他
 講師：星川雅子 (当クラブ理事、元神戸布引ハーブ園副園長)
 内容：無農薬のバラの花弁を使ってローズティー等を作った。
 ひょうごローズクラブ入会案内
 参加者数：11名(一般参加者含む)
- (5) プリザーブドフラワーでクリスマス飾りを作る
 日時：平成24年11月30日(金)
 場所：花と緑のまちづくりセンター(明石市)
 講師：平尾ひろ子 (フラワーコーディネーター)
 内容：バラのプリザーブドフラワーでクリスマス飾りを作った。
 ひょうごローズクラブ入会案内
 参加者数：20名(一般参加者含む)
- (6) あなたを魅了するガーデニングのお話&極上邸宅ランチ
 日時：平成25年3月15日(金)
 場所：ジェームス邸(神戸市垂水区)
 講師：宮本里美 (NPO法人JHS香川支部長)
 内容：講演 庭のある暮らしの楽しみ
 ひょうごローズクラブ入会案内
 参加者数：47名(一般参加者含む)

Ⅲ 愛好家の情報交流、技術の向上

バラを愛する人々が、バラに関する情報交換や栽培技術・展示技術等を向上させることにより、より潤いのある生活を目指した。

延べ参加者数194名

1 講習会の開催

バラの栽培技術の向上と会員相互の情報交流を図るため、講習会を明石公園等で開催した。

なお、講習会は、関係バラ園と調整の上、実施した。

(1) バラ栽培講習会

日時：平成24年6月8日(金)
 場所：明石公園バラ園(明石市)
 講師：フラワーセンター職員
 内容：バラの剪定① ～開花後の手入れ～
 参加者数：30名(一般参加者含む)

(2) バラの達人養成講座(連続講座)

日時：平成24年7月～25年2月 全5回
 場所：播磨中央公園四季の庭バラ園(加東市)
 講師：前野義博(当クラブ理事、(有)确实園本園)

内 容： ～バラの育て方を基礎から学んだ～
なお、4回以上参加した受講者には、修了証を交付
参加者数： 30名(修了証交付者数20名、一般参加者含む)

(3) バラの剪定② ～秋のための剪定を～

日 時： 平成24年8月24日(金)
場 所： 明石公園バラ園(明石市)
講 師： フラワーセンター職員
内 容： 秋剪定
参加者数： 27名(一般参加者含む)

(4) 初心者向けバラの剪定講習会

日 時： 平成24年9月1日(土)
場 所： 多可町北播磨余暇村公園バラ園(多可郡多可町)
講 師： 北播磨余暇村公園職員
内 容： 剪定及び秋の管理
参加者数： 11名(一般参加者含む)

(5) 秋のバラをより美しく咲かせるための剪定講習会

日 時： 平成24年9月8日(土)
場 所： 播磨中央公園四季の庭バラ園(加東市)
講 師： 播磨中央公園職員
内 容： 剪定及び秋の管理
参加者数： 15名(一般参加者含む)

(6) 春のバラをより美しく咲かせるための剪定講習会

日 時： 平成25年1月26日(土)
場 所： 播磨中央公園四季の庭バラ園(加東市)
講 師： 播磨中央公園職員
内 容： 剪定及び秋の管理
参加者数： 12名(一般参加者含む)

(7) 剪定講習会及び楽しい冬のバラセミナー

日 時： 平成25年2月3日(日)
場 所： 北播磨余暇村公園バラ園(多可郡多可町)
講 師： 北播磨余暇村職員
内 容： 冬季剪定について
参加者数： 22名(一般参加者含む)

(8) バラ剪定講習会

日 時： 平成25年2月6日(水)
場 所： フラワーセンターバラ園(加西市)
講 師： フラワーセンター職員
内 容： 冬季剪定
参加者数： 13名(一般参加者含む)

(9) バラの手入れ③

日 時： 平成25年2月8日(金)午前、午後(2回)
場 所： 明石公園バラ園(明石市)
講 師： フラワーセンター職員
内 容： 剪定と接ぎ木実習
参加者数： 34名(一般参加者含む)

2 視察研修会

会員相互の情報交流とバラの栽培に関する情報交換のため実施した。

(1) 春の視察研修会

日 時： 平成24年5月23日(水)
場 所： あわじ花さじき、県立淡路景観園芸学校、夢舞台温室、
国営明石海峡公園
参加者数： 28名(一般参加者含む)

- (2) 秋の視察研修会
日 時： 平成24年10月24日(水)
場 所： おふさ観音バラまつり&櫃原神宮
参加者数： 66名(一般参加者含む)
- 3 会報誌の発行
会員に対しバラに関する情報を提供するため、会報誌を発行した。
(1) 第11号 平成24年6月発行 500部
(2) 第12号 平成25年1月発行 500部
- 4 ホームページの運営
会員等へタイムリーな情報を提供及び会員相互の情報交流のため、ホームページを運営した。
- 5 新規会員の加入促進
会員が減少傾向にあるので、広く県民、民間企業等に働きかけ、会員獲得を目指した。
- 6 県下バラ園の会員向け優待券等の発行
会員が技術向上と情報交換のため、気軽にバラ園を訪問できるよう、下記の法人会員バラ園の協力を得て、本年も引き続き優待券の発行や会員割引を実施した。
優待券：姫路ばら園、フラワーセンター、須磨離宮公園、夢舞台温室
会員割引：神戸布引ハーブ園(ロープウェー、入園料)
- 7 協賛、後援等
バラ愛好家団体等が開催するバラ展やバラ祭りに協賛し、ひょうごローズクラブ会長賞を交付した。
(1) 賞の交付
加古川ばら会(会長吉田正巳)が開催した第55回加古川ばら展に、ひょうごローズクラブ会長賞を交付した。
(2) 後援名義使用許可
・ 県立播磨中央公園‘春のばらまつり’ 5月20日(日)～6月3日(日)
来園者約9,000人
・ 県立播磨中央公園‘秋のばらまつり’ 10月20日(土)～11月4日(日)
来園者約2,300人

第2号議案

平成24年度収支決算について

(単位：円)

科 目	決算額	予算額	差引	備 考
I 収入の部				
1 会費	1,308,000	1,410,000	△102,000	24年度末会員数 個人149名 法人28団体 うち新入会員 個人21名
入会金	(21,000)	(30,000)	(△9000)	
個人会費	(447,000)	(540,000)	(△93,000)	
法人会費	(840,000)	(840,000)	(0)	
2 講習会等参加費	583,470	400,000	183,470	
3 広告料収入	0	10,000	△10,000	
4 寄付金・協賛金収入	0	10,000	△10,000	
5 雑収入(普通預金利息)	60	1,000	△940	
6 前年度繰越金	601,184	601,184	0	
収入合計	2,492,714	2,432,184	60,530	
II 支出の部				
1 会議費	150,000	150,000	0	
2 講演会・展示会費	661,210	650,000	11,210	
3 研修会費	869,190	750,000	119,190	
4 広報費	180,894	300,000	△119,106	
5 事務費	32,610	50,000	△17,390	
6 予備費	0	200,000	△200,000	
7 次年度繰越金	598,810	332,184	266,626	
支出合計	2,492,714	2,432,184	60,530	


監 査 報 告

ひょうごローズクラブ平成24年度の収支決算について、監査を行いましたので、次のとおり報告します。

帳簿および領収書ならびに預金通帳等をそれぞれ照合し、調査しました。

監査の結果、帳簿の記載は正確で、関係書類ならびに会計処理はすべて適正であり、平成24年度収支決算書に相違がないことを認めます。

平成25年5月30日

監 事 橋本 浩 

平成25年5月30日

監 事 岸本 吉晴 

I 総会、理事会

1 総会

日時：平成25年6月15日(土)
 場所：兵庫県民会館(神戸市中央区)
 内容：平成24年度事業実績報告、平成24年度決算報告
 平成25年度事業計画、収支予算、役員交代

2 理事会

日時：平成25年6月15日(土)
 場所：兵庫県民会館
 内容：総会議案について

II バラ文化の発展

バラの美しさを広く再認識してもらうとともに、その利用範囲の広さを知ってもらい、美しい県土づくり、地域の活性化及び県民の生活の質の向上に繋げていく。

1 記念講演会の開催

バラに関する文化を発信し、その普及を図り、もって美しい県土づくり、こころ豊かな人づくりに資するため、バラに関する講演会を開催する。

日時：平成25年6月15日(土)
 場所：兵庫県民会館(神戸市中央区)
 講演Ⅰ ～小山内流 バラとの遊び方～
 講師 小山内 健 ローズソムリエ(バラ鑑定士)
 京阪園芸株式会社
 講演Ⅱ ～マエストロが語る バラと料理のちょっといい話～
 講師 谷崎 政巳 西洋料理 ひょうごの匠・神戸マイスター
 株式会社M&Tラブレ代表取締役

2 展示会の開催

バラに関する物品等を紹介し、県民にそれらに親んでもらうとともに関連産業等の振興を図るため展示会を開催する。

日時：平成25年6月15日(土)
 場所：兵庫県民会館(講演会と同時開催)
 内容：兵庫県産切り花用バラの品種展示
 兵庫県内の主要バラ園の紹介パネル展示

3 県下バラ園を通じた交流の推進

ローズガーデンにより多くの人に親んでもらうため、展示会、講習会を県下のバラ園と共催する。

(1) 2013ひょうごまちなみガーデンショー in 明石

日時：平成25年9～10月頃
 場所：明石公園西芝生広場(明石市)
 内容：県内の主要バラ園紹介パネル展示
 ひょうごローズクラブ入会案内

(2) ハーブのある暮らし

日時：平成25年6月21日(金)
 場所：舞子公園(神戸市垂水区)
 内容：ローズオイル、バラの花弁等を使っての加工体験
 ひょうごローズクラブ入会案内

(3) 色と香りのメッセージ～バラを味わう～

日時：平成25年11月11日(月)
 場所：須磨離宮公園(神戸市須磨区)
 内容：バラと塩で作るガラス飾り
 ひょうごローズクラブ入会案内

- (4) クリスマスを彩るプリザーブドフラワーアレンジメント
 日時：平成25年11月29日(金)
 場所：花と緑のまちづくりセンター(明石市)
 内容：フラワーアレンジメント体験
 ひょうごローズクラブ入会案内
- (5) ひょうごハーブまつり
 日時：平成25年10月頃
 場所：神戸布引ハーブ園
 内容：県内の主要バラ園紹介パネル展示
 ひょうごローズクラブ入会案内
- (6) バラにまつわるお話と隠れ家ランチ
 日時：平成26年2月頃
 場所：神戸市内 他
 内容：ローズガーデンの楽しみ
 ひょうごローズクラブ入会案内
- (7) バラのアロマでリフレッシュ
 日時：平成26年2月頃
 場所：神戸市内 他
 内容：ローズオイルによるアロマ体験
 ひょうごローズクラブ入会案内

Ⅲ 愛好家の情報交流、技術の向上

バラを愛する人々が、バラに関する情報交換や栽培技術・展示技術等を向上させることにより、より潤いのある生活を目指す。

1 講習会の開催

バラの栽培技術、バラを中心としたフラワーアレンジメント等の技術向上と会員相互の情報交流を図るため、講習会を明石公園等で開催する。
 なお、講習会は、関係バラ園と調整の上、実施する。

(1) バラ栽培講習会

日時：平成25年6月14日(金)
 場所：明石公園バラ園(明石市)
 講師：フラワーセンター職員
 内容：バラの剪定① ～開花後の手入れ～

(2) バラの達人養成講座(連続講座)

日時：平成25年7月～26年2月 全5回
 場所：フラワーセンターバラ園(加西市)
 講師：前野義博(当クラブ理事、(有)确实園本園)
 内容：～バラの育て方を基礎から学ぶ～
 なお、4回以上の参加した受講者には、修了証を交付

(3) バラの夏季剪定講習会

日時：平成25年8月24日(土)
 場所：播磨中央公園四季の庭バラ園(加東市)
 講師：播磨中央公園職員
 内容：剪定及び秋の管理

(4) バラ剪定講習会

日時：平成25年9月1日(日)
 場所：姫路ばら園(姫路市)
 講師：藤岡友宏(当クラブ理事、園芸コンサルタント)
 浅見 均(当クラブ理事、(有)アサミ・ローズ・セレクション)
 内容：剪定及び秋の管理

(5) バラ剪定講習会
日 時： 平成25年9月1日(日)
場 所： 北播磨余暇村公園バラ園(多可郡多可町)
講 師： 北播磨余暇村公園職員
内 容： 剪定及び秋の管理

(6) バラの剪定② ～花きのための剪定を～
日 時： 平成25年9月6日(金)
場 所： 明石公園バラ園(明石市)
講 師： フラワーセンター職員
内 容： 秋剪定

(7) バラの冬季剪定講習会
日 時： 平成26年1月25日(土)
場 所： 播磨中央公園四季の庭バラ園(加東市)
講 師： 播磨中央公園職員
内 容： 剪定及び冬の管理

(8) バラ剪定講習会
日 時： 平成26年2月2日(日)
場 所： フラワーセンターバラ園(加西市)
講 師： フラワーセンター職員
内 容： 冬季剪定

(9) バラ剪定講習会
日 時： 平成26年2月2日(日)
場 所： 北播磨余暇村公園バラ園(多可郡多可町)
講 師： 北播磨余暇村職員
内 容： 冬季剪定について

(10) バラの手入れ③
日 時： 平成26年2月7日(金) 午前、午後(2回)
場 所： 明石公園バラ園(明石市)
講 師： フラワーセンター職員
内 容： 剪定と接ぎ木実習

(11) バラ剪定講習会
日 時： 平成26年2月頃
場 所： 荒牧バラ園(伊丹市)
講 師： ローズクラブ会員
内 容： 冬季剪定について

2 視察研修会
会員相互の情報交流とバラの栽培に関する情報交換のため実施する。
日 時： 平成25年10月中～下旬
場 所： RSKバラ園(岡山市) ほか

3 会報誌の発行
会員に対しバラに関する情報を提供するため、会報誌を発行する。
(1) 第13号 平成25年6月発行 500部
(2) 第14号 平成26年1月発行 500部

4 ホームページの運営
会員等へタイムリーな情報を提供及び会員相互の情報交流のため設けているホームページの内容を充実するため、平成22年以来3年ぶりにリニューアルする。

5 新規会員の加入促進
会員が減少傾向にあるので、広く県民、民間企業等に働きかけ、会員獲得を目指す。

また、当クラブの事業内容を充実させより魅力的なクラブとなるよう会員に対して、どのような事業を求めているか把握するため、アンケート調査を実施する。

- 6 県下バラ園の会員向け優待券等の発行
会員が技術向上と情報交換のため、気軽にバラ園を訪問できるよう、下記の法人会員バラ園の協力を得て、本年も引き続き優待券の発行や会員割引を行う。
優待券：姫路ばら園、フラワーセンター、須磨離宮公園、夢舞台温室
会員割引：神戸布引ハーブ園（ロープウェー、入園料）
- 7 協賛、後援等
バラ愛好家団体等が開催するバラ展やバラ祭りに協賛し、ひょうごローズクラブ会長賞を交付する。

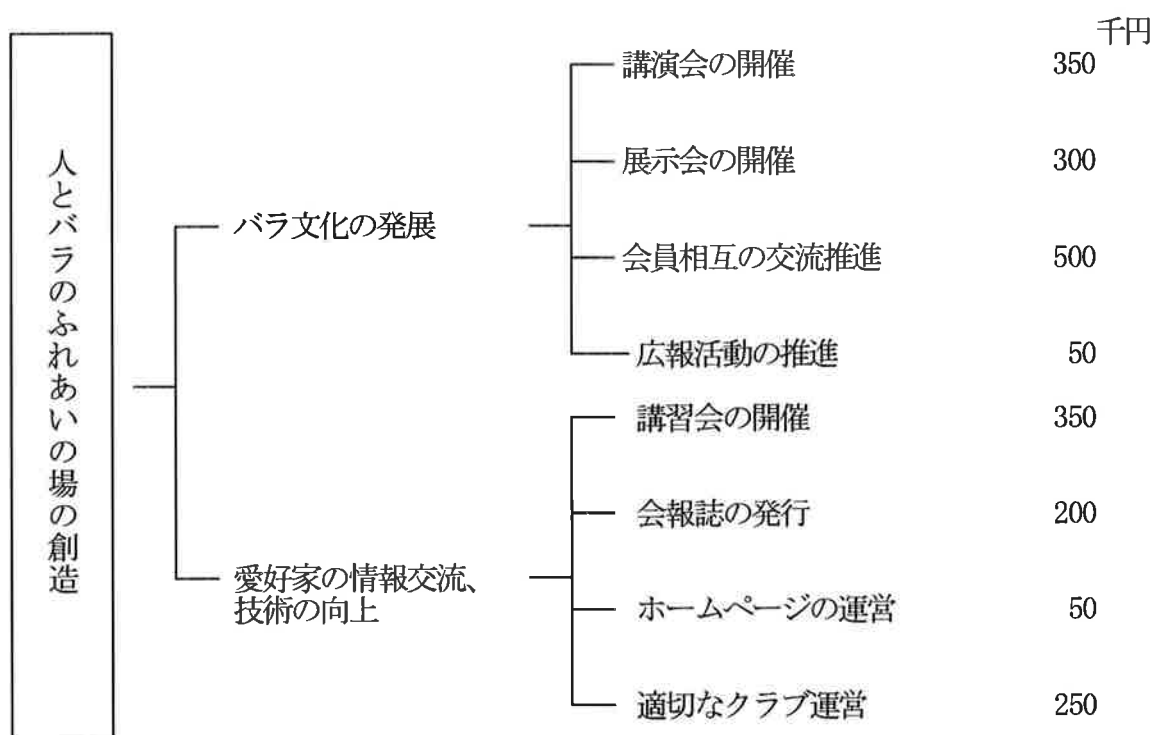
第4号議案

平成25年度収支予算について

(単位：円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	差引	備 考
I 収入の部				
1 会費	1,410,000	1,410,000	0	個人180名 法人28団体
入会金	(30,000)	(30,000)	(0)	
個人会費	(540,000)	(540,000)	(0)	
法人会費	(840,000)	(840,000)	(0)	
2 研修会等参加費	500,000	400,000	100,000	
3 広告料収入	10,000	10,000	0	
4 寄付金・協賛金収入	10,000	10,000	0	
5 雑収入(普通預金利息)	1,000	1,000	0	
6 前年度繰越金	598,810	601,184	△2,374	
収入合計	2,529,810	2,432,184	97,626	
II 支出の部				
1 会議費	150,000	150,000	0	
2 講演会・展示会費	650,000	650,000	0	
3 研修会費	850,000	750,000	100,000	
4 広報費	300,000	300,000	0	
5 事務費	100,000	50,000	50,000	
6 予備費	200,000	200,000	0	
7 次年度繰越金	279,810	332,184	△52,374	
支出合計	2,529,810	2,432,184	97,626	

平成25年度事業体系表



規約第11条の第2項の規定に基づき、役員を選任の件について議決を求める。

平成25年6月15日提出

ひょうごローズクラブ
会長 植村武雄

記

1 役員を選任する者

別紙のとおり

2 任期

平成25年6月15日から平成27年3月31日

(別紙)

会長、理事長、理事及び監事に選任する者

役職	氏名	職名	備考
名誉会長	井戸 敏三	兵庫県知事	再任
会長	植村 武雄	小泉製麻(株)取締役社長	再任
理事長	山中 寛	荒牧バラ公園管理(株)代表取締役	再任
理事	浅見 均	(有)アサミ・ローズ・セレクション	再任
理事	石原憲一郎	兵庫県参与 (公財)兵庫県園芸・公園協会花と緑のまちづくりセンター長	再任
理事	稲澤 範治	日本ハンギングバスケット協会兵庫県支部長	再任
理事	上野 昭子	姫路ばら園代表	再任
理事	大庫 典雄	オークラ輸送機株式会社代表取締役会長	再任
理事	小島 寛	(一財)淡路島くこうみ協会副理事長	再任
理事	大町 勝	兵庫県県土整備部まちづくり部長	新任
理事	笹倉 雅人	(公財)兵庫県園芸・公園協会理事長	再任
理事	清水 信一	元(株)神戸新聞社 常勤監査役	再任
理事	白砂 伸夫	神戸国際大学教授	再任
理事	渋谷 和久	(株)神戸新聞社地域活動局長	再任
理事	辻本 智子	(株)辻本智子環境デザイン研究所代表取締役	再任
理事	寺西 菊雄	バラ育種家	再任
理事	能勢 健吉	元兵庫県立大学大学院教授	再任
理事	藤岡 友宏	園芸コンサルタント	再任
理事	星川 雅子	ハーブ創作研究家	再任
理事	前野 義博	(有)確実園本園	再任
理事	松井 則康	兵庫県いけばな協会会長	再任
理事	平井 健二	(公財)神戸市公園緑化協会理事長	再任
理事	村瀬 雅史	(株)ビオス代表取締役	再任
監事	岸本 吉晴	(公財)兵庫県園芸・公園協会監事	再任
監事	橋本 涉	(社)兵庫県造園建設業協会会長	再任

規 約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、「ひょうごローズクラブ」という。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、明石市明石公園1番27号に置く。

(目的)

第3条 この会は、バラを愛する人々が集い、栽培・育成やガーデニング等の鑑賞に関する情報交流、バラ先進地見学などの活動を通じて、花と緑あふれる美しい県土づくりに貢献するとともに、人々の暮らしや生活の質の向上を実現し、広く福祉の向上に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) バラの栽培技術や展示技術に関する講習会、展示会の開催
- (2) バラに関する文化の講習会、シンポジウムの開催
- (3) 国内外のバラ先進地見学、バラ愛好団体との交流活動や関連イベントへの参加
- (4) 県下バラ園の連携と充実化への協力
- (5) 会報誌の発行(年1回以上)及び会員への送付

第2章 会員

(種別)

第5条 この会の会員は、次に掲げる2種とする。

- (1) 個人会員 この会の目的に賛同して入会した個人。
- (2) 法人会員 この会の事業を賛助するため入会した法人。

(会費)

第6条 個人会員及び法人会員は、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 個人会員又は法人会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 死亡し、又は解散したとき。
- (2) 会費を滞納し、かつ、催告に応じないとき。

(除名)

第9条 会員がこの会の名誉をき損し、又はその設立の趣旨に反する行為をしたときは、総会において総会員の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合において、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第10条 退会し、又は除名された会員が既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員等

(役員の種類及び選任)

第11条 この会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1人
 - (2) 理事長 1人
 - (3) 理 事 15人以上30人以内(会長、理事長を含む。)
 - (4) 監 事 2人
- 2 理事及び監事は、総会において選任する。
 - 3 会長及び理事長は、理事の互選による。
 - 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第12条 会長は、本会の会務を統括する。

- 2 理事長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行し、会長が欠けたときは、その職務を行う。
- 3 理事長は、常務を処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
- 5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

第13条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の在任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第14条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決により解任することができる。この場合において、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第15条 役員は、無給とする。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。

(名誉会長)

第16条 この会に名誉会長を置く。名誉会長は、兵庫県知事とする。

(事務局)

第17条 この会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は会長が任免する。

第4章 会議

(種別)

第18条 この会の会議は、総会及び理事会の2種とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第19条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第20条 総会は、この規約に別に定めるもののほか、この会の運営に関する重要な事項を議決する。

- 2 理事会は、この規約に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第21条 通常総会は、毎年5月に開催する。

- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、又は総会員数の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに、開催する。
- 3 理事会は、理事長が必要と認めたとき、又は理事現在数の2分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに、開催する。

(招集)

第22条 総会は会長、理事会は理事長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項の請求があったときは、総会を速やかに招集しなければならない。
- 3 理事長は、前条第3項の請求があったときは、理事会を速やかに招集しなければならない。
- 4 会議を招集するには、その構成員に対し、会議の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を示して、開催の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会において出席会員のうちから選任する。

2 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第24条 会議は、総会においては総会員数の、理事会においては理事現在数のそれぞれ2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第25条 会議の議事は、この規約に別に規定するもののほか出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決する。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため会議に出席できない会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規程の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 会議の議事については、次に掲げる事項を記録した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 会員及び理事の現在数

(3) 会議に出席した会員の数及び理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む）。

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第28条 この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 入会金及び会費

(2) 寄附金品

(3) 事業に伴う収入

(4) 資産から生ずる収入

(5) その他の収入

(資産の管理)

第29条 資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

(費用の支弁)

第30条 この会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この会の事業計画及び収支予算は、総会の議決によって定める。

(事業報告及び収支決算)

第32条 この会の事業報告及び収支決算は、事業年度終了後、その年度末の財産目録とともに、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第33条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 規約の変更

(規約の変更)

第34条 この規約は、総会において、会員の4分の3以上の同意を得なければ変更することができない。

(解散)

第35条 この会が総会の議決に基づいて解散をする場合は、会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

第7章 雑則

第36条 この規約について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この会の設立当初の役員は、第11条第2項及び第3項の規程にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。
- 2 この会設立初年度の事業計画及び収支予算は、第20条第2項第2号の及び第31号の規程にかかわらず、設立発起人会の定めるところによる。
- 3 この会の設立当初の事業年度は、第33条の規程にかかわらず、設立の日から平成20年3月31日までとする。

